

静岡県がんセンター局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、静岡県立静岡がんセンター事業の業務に係る公金の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示する。

令和5年4月14日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
静岡県がんセンター局長 内田 昭宏

1 委託先

(1) 所在地

東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階

(2) 名称及び代表者の氏名

弁護士法人 ライズ総合法律事務所

代表社員 田中 泰雄

2 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで